

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

山元町上下水道事業所から大切なお知らせ

**2019年(令和元年)10月1日**  
から指定給水装置工事事業者制度が  
**5年ごとの更新制度**に変わります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日から施行されます。

- 指定の有効期間が、従来の無期限から**5年間**となります。  
※ 現行制度で指定を受けている事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回更新までの有効期間と申請期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間(※)
H10.4.1~H11.3.31	1年	2019年10月1日~2020年9月29日
H11.4.1~H15.3.31	2年	2020年10月1日~2021年9月29日
H15.4.1~H19.3.31	3年	2021年10月1日~2022年9月29日
H19.4.1~H25.3.31	4年	2022年10月1日~2023年9月29日
H25.4.1~R元9.30	5年	2023年10月1日~2024年9月29日

(※) 初回更新については、申請期間の終了前に、対象となる事業者さまに郵送にて申請手続の通知をします。期間内に更新の申請をしなければ、失効となりますのでご注意ください。  
なお、郵便の不着や期間内に更新の申請をしない事業者さまへの再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は新規申請と同じ
  - ① 給水装置工事主任技術者の選任
  - ② 給水装置工事を行うための機械器具を有する
  - ③ 水道法第25条の3に規定する欠格要件に該当しない者



山元町上下水道事業  
キャラクター  
「タンクん。」

- 申請に必要な書類等
  - ・ 様式第1及び様式第2
  - ・ 機械器具調査
  - ・ 定款若しくは登記事項証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
  - ・ 選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証の写し)
  - ・ 更新手数料 10,000円(※交付窓口にて支払)

【問い合わせ先】  
山元町水道お客さまセンター  
電話:0223-37-1120  
山元町上下水道事業所  
電話:0223-29-4951